平成２２年（フ）第６４２号
和歌山県岩出市川尻198番地の２　101号
債務者　川越　信一
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６４９号
和歌山県海南市岡田129番地３
債務者　尾保手一夫
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２１９号
山口県周南市周陽１丁目１番40―301号
債務者　四宮　紀之
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第４２３号
香川県東かがわ市帰来656番地３
債務者　奥田　光政
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第４２９号
香川県東かがわ市松原1654番地３
債務者　小竹　澄枝
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第６３号
香川県観音寺市八幡町３丁目１番17号
債務者　中西　　進
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第２６６号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野1262番地３
債務者　草野　和重
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２９８４号
愛知県日進市栄３丁目1425番地　ボヌール栄Ｂ棟205
債務者　佐藤　弘一
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０５８号
名古屋市名東区上菅１丁目1008番地　ビューハイムスズキ３Ｂ号
債務者　宮下　善枝
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０９５号
名古屋市中村区角割町１丁目23番地
債務者　佐藤けい子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１５５号
名古屋市名東区新宿１丁目253番地の１ムーニー新宿203号
債務者　金丸　絹代
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４４２２号
大阪府寝屋川市寿町19番５号
債務者　加藤　篤史
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６３３６号
大阪府豊中市北条町４丁目６番１―919号
債務者　大垣　裕達
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１８２号
大阪市西淀川区千舟３丁目１番２―701号
債務者　藤原　武彦
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３４１号
大阪市鶴見区放出東３丁目13番８号　上野文化105
債務者　大原高業こと　徐　　高業
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５４１号
大阪府東大阪市御厨南２丁目１番38号　612号
債務者　田中　孝典
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７４４号
大阪市平野区長吉長原２丁目１番６号　サン・ヴァリ長吉103
債務者　浦　　美紀
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８２１号
大阪市淀川区新北野１丁目６番６号　淀川パークマンション103号
債務者　西山　秀作
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部